

京都労働局発表  
平成22年4月30日(金)  
午前10:00解禁

府政・経済記者クラブ同時資料配付  
記者懇談会(4月30日)資料配布

担当	京都労働局職業安定部
	職業安定課長 奥村 誠治
	地方労働市場情報官 山田 剛
	電話 075-241-3268

## 平成22年3月分の京都府内の主要雇用指標とトピックス

- 有効求人倍率は0.54倍で前月と比べ0.01ポイント上昇 - (3か月連続の上昇)

### 1 主要雇用指標 (資料1)

平成22年3月の有効求人倍率(季節調整値)は0.54倍と前月より0.01ポイント上昇した。新規求人倍率は(季節調整値)0.93倍と前月より0.04ポイント上昇した。

有効求人倍率	0.54倍(季節調整値)前月と比べ0.01ポイント上昇 前年同月0.59倍、前月0.53倍
有効求人数	36,147人(原数値)前年同月に比べ1.9%減少 前年同月36,833人、前月34,042人
新規求人倍率	0.93倍(季節調整値)前月と比べ0.04ポイント上昇 前年同月0.90倍、前月0.89倍
新規求人数	14,823人(原数値)前年同月に比べ6.6%上昇 前年同月13,904人、前月13,513人

### 2 トピックス

#### 求人等に占める正社員分の状況 (資料2)

常用フルタイム有効求職者1人当たりの正社員有効求人数(「正社員有効求人倍率」)は、0.33倍となり、前月より0.02ポイント低下した。

- ・正社員有効求人倍率 0.33倍 前年同月比0.05ポイント低下
- ・正社員の有効求人数 14,906人 前年同月比9.8%減少
- ・有効求人等に占める正社員の比率 41.2% 前年同月比3.7ポイント低下

#### 非正規労働者の雇止め等の状況について

派遣又は請負契約の期間満了、中途解除による雇用調整及び有期契約の非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整について、一昨年10月から今年6月末までに実施済又は実施予定として、今年3月19日から4月20日までに把握できたものは、京都府内で12人となっている。

総数	2事業所	12人	【参考】	(総数 154事業所	4,092人)
派遣		0人		(派遣	2,222人)
契約(期間工等)		0人		(契約(期間工等)	541人)
請負		0人		(請負	0人)
その他		12人		(その他	1,329人)

( )は4月20日までに把握できたもの累計で、本省が4月30日に参考に公表した数値。集計結果は、労働局及びハローワークが、非正規労働者の雇止め等の状況について、企業に対する任意の聞き取り等により把握した状況をまとめたものである。また、労働局やハローワークの通常業務において入手し得た情報に基づき、可能な範囲で企業に対して任意の聞き取りを行っているため、全ての離職事例や詳細を把握できたものではない。特に、今後の雇止め等の予定として把握されたものについては、対象労働者が未定であること等により、現時点で把握が難しい項目があることにも留意が必要である。

### 3 トピックス

#### 平成21年度新規高等学校卒業者の就職等の状況について（平成22年3月末日時点）

京都府内における平成22年3月新規高等学校卒業者の就職決定率は96.8%となり、前年同月比を0.5ポイント上回りました。

	平成22年3月卒	平成21年3月卒	前年同月比(差)
求人数	2,890人	4,348人	33.5%
求職者数( )	1,688人	1,980人	14.7%
就職決定者数( )	1,634人	1,906人	14.3%
求人倍率	1.71倍	2.20倍	0.49ポイント
就職決定率	96.8%	96.3%	0.5ポイント

( ) 求職者数は、学校又は安定所の紹介を希望する者  
就職決定者数は、学校又は安定所の紹介によるもの

(参 考)

	求人数 (人)	求職者数 (人)	就職決定者数 (人)	求人倍率 (倍)	就職決定率 (%)
平成22年3月卒	2,890	1,688	1,634	1.71	96.8
平成21年3月卒	4,348	1,980	1,906	2.20	96.3
平成20年3月卒	4,603	2,000	1,969	2.30	98.5
平成19年3月卒	4,233	2,034	1,997	2.08	98.2
平成18年3月卒	3,821	1,979	1,928	1.93	97.4

### 4 トピックス

#### 平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました（資料3）

- ・非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大
- ・雇用保険料率の変更
- ・雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善（今後施行予定）

主要雇用指標の推移

資料1 - 1

	有効求人倍率 (季節調整値)	有効求人数 (原数値)	有効求職者数 (原数値)	新規求人倍率 (季節調整値)	新規求人数 (原数値)	新規求職者数 (原数値)
平成21年 3月	0.59	36,833	60,838	0.90	13,904	17,330
平成21年 4月	0.56	34,180	66,703	0.91	13,051	20,372
平成21年 5月	0.53	30,743	65,755	0.89	11,984	14,141
平成21年 6月	0.51	30,109	66,146	0.88	12,262	15,152
平成21年 7月	0.50	30,011	64,875	0.86	13,289	14,170
平成21年 8月	0.48	29,094	63,567	0.83	11,497	13,297
平成21年 9月	0.48	30,715	62,976	0.86	12,403	14,059
平成21年 10月	0.48	32,317	63,433	0.85	14,472	15,143
平成21年 11月	0.49	32,287	60,456	0.88	12,806	12,053
平成21年 12月	0.48	30,012	56,091	0.81	10,773	10,339
平成22年 1月	0.52	32,296	57,267	0.96	14,880	15,876
平成22年 2月	0.53	34,042	59,301	0.89	13,513	14,910
平成22年 3月	0.54	36,147	64,734	0.93	14,823	17,571
前年同月差(比)	0.05	1.9	6.4	0.03	6.6	1.4
前月差(比)	0.01	6.2	9.2	0.04	9.7	17.8

(原数値)	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	新規求人倍率	新規求人数	新規求職者数
平成21年度	0.51	* 31,829	* 62,609	0.88	155,753	177,083

注1) \*は1か月平均値

注2) 平成21年12月以前の有効求人倍率と新規求人倍率の季節調整値については、季節調整替えにより公表値とは異なる場合があります。

注3) 「季節調整替え」とは、最新一年間で新たに得られた数値を過去のデータ系列に加えた上で、季節変動要素の見直しを行い、過去の季節調整値を再計算することをいいます。

## 京都府内の公共職業安定所別有効求人倍率の状況

(パートタイムを含む原数値)

		有効求人倍率	有効求職者数 (人)	有効求人数 (人)
京都西陣	平成22年3月	0.58	22,856	13,363
	平成21年3月	0.77	20,423	15,652
	前年差(比)	0.19	11.9	14.6
京都七条	平成22年3月	0.69	15,078	10,401
	平成21年3月	0.64	14,571	9,307
	前年差(比)	0.05	3.5	11.8
伏見	平成22年3月	0.41	7,840	3,196
	平成21年3月	0.44	7,427	3,265
	前年差(比)	0.03	5.6	2.1
宇治	平成22年3月	0.52	6,025	3,114
	平成21年3月	0.50	5,911	2,938
	前年差(比)	0.02	1.9	6.0
京都田辺	平成22年3月	0.28	4,366	1,208
	平成21年3月	0.33	3,822	1,271
	前年差(比)	0.05	14.2	5.0
福知山	平成22年3月	0.54	3,727	1,997
	平成21年3月	0.49	3,910	1,901
	前年差(比)	0.05	4.7	5.0
舞鶴	平成22年3月	0.59	2,397	1,408
	平成21年3月	0.58	2,250	1,297
	前年差(比)	0.01	6.5	8.6
峰山	平成22年3月	0.60	2,445	1,460
	平成21年3月	0.48	2,524	1,202
	前年差(比)	0.12	3.1	21.5
出張所分を含む				
合計	平成22年3月	0.54	64,734	36,147
	平成21年3月	0.59	60,838	36,833
	前年比〔比〕	0.05	6.4	1.9

合計欄の有効求人倍率は季節調整値

## 正社員の職業紹介状況（京 都）

年 月	全体の有効 求人倍率 (季調値)	有効求人 (原数値)	有効求職 (原数値)	正社員				
				有効求人倍率	有効求人	正社員比率	有効求職	正社員比率
21年 3月	0.59	36,833	60,838	0.38	16,524	44.9	43,292	71.2
21年 4月	0.56	34,180	66,703	0.33	15,620	45.7	46,887	70.3
21年 5月	0.53	30,743	65,755	0.30	13,872	45.1	45,893	69.8
21年 6月	0.51	30,109	66,146	0.30	13,755	45.7	45,771	69.2
21年 7月	0.50	30,011	64,875	0.30	13,548	45.1	45,533	70.2
21年 8月	0.48	29,094	63,567	0.30	13,419	46.1	44,644	70.2
21年 9月	0.48	30,715	62,976	0.31	13,753	44.8	43,919	69.7
21年10月	0.48	32,317	63,433	0.31	13,809	42.7	44,176	69.6
21年11月	0.49	32,287	60,456	0.33	13,961	43.2	42,307	70.0
21年12月	0.48	30,012	56,091	0.33	13,300	44.3	39,781	70.9
22年 1月	0.52	32,296	57,267	0.35	14,026	43.4	40,640	71.0
22年 2月	0.53	34,042	59,301	0.35	14,577	42.8	41,954	70.7
22年 3月	0.54	36,147	64,734	0.33	14,906	41.2	45,518	70.3

## 平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

## \* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大 (平成22年4月1日施行)

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

- 【旧】 ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること  
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

- 【新】 ○ 31日以上の雇用見込みがあること  
○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※ 適用基準を満たす労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただきますようお願いします。

## \* 雇用保険料率の変更 (平成22年4月1日施行)

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率が変更になりました。

(一般の事業の場合: 0.8% (平成21年度1年間の暫定措置) → 1.2% (平成22年度) を労使折半)

◇ この他、事業主から雇用保険二事業に係る雇用保険料率 (平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの 0.35%) を負担していただく必要があります。

平成22年度の雇用保険料率 (一般の事業) 1.55% (事業主負担分: 0.95%、労働者負担分: 0.6%)

## \* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善 (今後施行予定)

○ 施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

(※) 施行日とは…公布日 (平成22年3月31日) から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所 (ハローワーク) におたずね下さい。  
また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

